

バイクシェアサービス利用規約

第 1 章 総則

第 1 条 (定義)

本規約における用語は次の意味を有するものとします。

- ・本事業：当社及び各運営事業者が会員に対し提供する、シェアリング自転車等の貸出・返却及びそれに付随するサービスをいう
- ・アタッチメント操作パネル：シェアリング自転車等に備え付けの鍵の制御装置
- ・サイクルシェアリングシステム：サービス運営時間内において、シェアリング自転車等をポートに入出庫することにより、会員に対してシェアリング自転車等の貸し渡しを行うシステム
- ・シェアリング自転車等：当社及び各運営事業者が提供する共同利用のためのシェアリング自転車、特定小型原動機付自転車、その他本事業で取り扱う車両をいい、第 4 条に定める広域連携施策実施時には連携シェアリング自転車等を含む。
- ・ポート：シェアリング自転車等の貸出、返却及び保管場所をいい、第 4 条に定める広域連携施策実施時には連携ポートを含む。
- ・個人会員：当社及び各運営事業者との間で第 3 条に基づきサイクルシェアリングシステムに係る入会契約を締結し、サイクルシェアリングシステムを利用する者
- ・法人会員：当社及び各運営事業者との間で第 3 条に基づきサイクルシェアリングシステムに係る入会契約を締結した者のうち、株式会社等の営利法人、非営利法人及び公法人等、法律によって法人格を有する者
- ・会員：個人会員と法人会員の総称
- ・法人指定利用者：法人会員が入会契約を締結する際に、サイクルシェアリングシステムを当該会員自身の業務を遂行する者として指定した個人
- ・利用者：個人会員及び法人指定利用者の総称
- ・認証カード：会員の本人確認及びシェアリング自転車等の開錠などを行うために必要な当社及び各運営事業者（第 2 条に定義）所定の専用 IC カード、交通系 IC カード、所定のシステムに登録したおサイフケータイの総称
- ・おサイフケータイ：I C チップを埋め込んだ携帯電話
- ・運営事務局：シェアリング自転車等及びポートの維持管理、会員の対応を行う拠点をいい、当該拠点の連絡先は当社又は運営事業者のウェブサイト等で開示される。

・運営事業者：本シェアサイクル事業を運営する事業者であり、管轄地域毎に運営事業者は異なるものとし、詳細は当社又は運営事業者のウェブサイト等で開示される。

・管轄地域：当社を含む各運営事業者が別に定める地域。当該地域は当社又は運営事業者のウェブサイト等で開示される。

※「おサイフケータイ」は、株式会社NTTドコモの登録商標です。

第2条 (規約の適用)

1.株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「当社」という）及び各運営事業者が運営する本シェアサイクル事業（第1条において定義し、以下「本事業という」）において、サイクルシェアリングシステムへ入会を希望する個人又は法人との間で、本規約に定めるところにより、サイクルシェアリングシステムへ入会するために契約（以下「入会契約」という）を締結し、個人会員又は法人指定利用者に対して、入会期間中、シェアリング自転車等を貸し渡すサービスを提供するものとします。なお、本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

2.当社及び各運営事業者は、“ご利用の手引き”を作成することができるものとします。本規約と当該“ご利用の手引き”との間に相違がある場合は、当該“ご利用の手引き”が優先して適用されるものとします。

3.本規約は、個人会員、法人会員（法人指定利用者を含む）に適用されるものとします。なお、法人会員は、本規約内容を自己が指定した法人指定利用者遵守させるものとし、法人指定利用者による本規約違反等、作為不作為を問わず、サイクルシェアリングシステムの利用に係る全ての行為について法人会員は連帯して責任を負うものとします。

4.本規約で定める利用料金や損害保険、お客様情報の利用（プライバシーポリシー）等については、管轄地域毎に当社又は及び運営事業者が定めるものとし、別途当社又は運営事業者のウェブサイト等で開示されます。また、会員はサイクルシェアリングシステムを利用する際、料金プラン、損害保険、プライバシーポリシー等、管轄地域毎の当社又は運営事業者が定める契約内容に同意し、適用されることに承諾するものとします。。

第2章 入会契約

第3条 (入会契約の締結など)

1.サイクルシェアリングシステムへの入会を希望する個人は、本規約を承諾のうえ当社又は各運営事業者に対して、当社又は各運営事業者が指定する方法により入会契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年の場合は事前に保護者の同意を得たうえで申込みを行うものとします。

2.サイクルシェアリングシステムへの入会を希望する法人は、本規約を承諾のうえ、法人指定利用者を特定するために必要な情報を添えて、当社又は各運営事業者に対して、当社又は各運営事業者が指定する方法により入会契約の申込みを行うものとします。

3.サイクルシェアリングシステムへの入会を希望する個人又は法人による前二項の申し込みに対し、当社又は各運営事業者が承諾した場合に、入会契約が成立するものとします。なお、当社及び各運営事業者は、プランの種類、その内容、注意事項等の詳細について所定のウェブサイトにおいて公表します。当社及び各運営事業者は、これらを変更する場合にも変更日の一週間前までに所定のウェブサイトにおいて公表するものとします。

4.当社及び各運営事業者は、入会希望者（入会希望者が法人の場合は、法人指定利用者を含む）のうち、シェアリング自転車を利用する者について、次の各号の一にでも該当する場合には、入会契約の締結の拒絶、サービス利用の拒絶をすることができるものとします。

(1)身長 145cm に満たないとき。

- (2)身体的にシェアリング自転車を安全に運転することが困難であると当社又は各運営事業者が判断したとき。
- (3)過去の貸し渡しについて、料金の支払いを滞納しているとき。
- (4)暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していると認められるとき。
- (5)13 歳未満でヘルメットの着用をお約束いただけないとき。
- (6)本規約に同意しないとき。
- (7)その他、当社又は各運営事業者が適当でないと認めたとき。

5.当社及び各運営事業者は、入会希望者（入会希望者が法人の場合は、法人指定利用者を含む）のうち、特定小型原動機付自転車を利用する者について、次の各号の一にでも該当する場合には、入会契約の締結の拒絶、サービス利用の拒絶をすることができるものとします。

- (1)16 歳未満であるとき。
- (2)都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な会員本人の第一種運転免許に係る免許証または第二種運転免許に係る免許証を登録いただけないとき。
- (3)当社又は各運営事業者の定める交通ルール確認を実施いただけないとき。
- (4)身体的に電動モビリティを安全に運転することが困難であると当社又は各運営事業者が判断したとき。
- (5)過去の貸し渡しについて、料金の支払いを滞納しているとき。
- (6)暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していると認められるとき。
- (7)本規約に同意しないとき。
- (8)その他、当社又は各運営事業者が適当でないと認めたとき。

6.シェアリング自転車等を利用できる者は、個人会員又は法人指定利用者に限定されるものとします。

7. 入会希望者（入会希望者が法人の場合は、法人指定利用者を含む）は、以下について同意するものとします。

(1)当社及び各運営事業者はサイクルシェアリングシステムの利用において、交通法規及びその他の法令に違反し、もしくは違反の疑いが生じた場合、又は個人会員、法人会員（法人指定利用者を含む）と第三者との間で紛争若しくはトラブル等が発生した場合、行政機関その他の第三者（都道府県警察を含み、以下「行政機関等」といいます。）から当社又は各運営事業者が必要と判断する個人情報その他の情報の提供を受ける場合があること。

(2)当社及び各運営事業者は、前項で取得した情報を第 7 条に基づくサービスの利用の一時停止又は入会契約の解除、交通違反の傾向分析、その他当社又は各運営事業者プライバシーポリシーに定める利用目的のために利用する場合があること。

(3)行政機関等が当社及び各運営事業者に対して本項第 1 号に定める情報提供をする場合があること。

(4)当社が行政機関等から本項第 1 号に定める情報の提供を受けることについて、当社及び各運営事業者に対してなんらの異議も述べず、損害賠償等の請求も行わないこと。

第 4 条 (利用条件/ 広域連携施策)

1.会員は、当社又は各運営事業者が指定する各管轄地域におけるサイクルシェアリングシステムのプランと契約し、また支払方法から 1 つを選定します。

2.会員は、契約したプラン及び支払方法に応じて、第 5 章に定める料金を支払うものとします。

3.ポートの設置場所は当社又は各運営事業者所定のウェブサイトにて公表するものとします。

4.当社又は各運営事業者は、別に定める当社又は連携事業者（運営事業者を含み、当社が別途定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」に定める共同利用者となる場合もあります）が提供するサイクルシェアリングシステムと類似のシステム（以下「連携システム」という）で提供される自転車等（以下「連携シェアリング自転車等」という）及び当該自転車等の貸出・返却・保管を行う場所（以下「連携ポート」という）を利用できる施策（以下「広域連携施策」という）を実施する場合があります。当社又は各運営事業者が、広域連携施策を実施する場合、利用者は、別に定める管轄地域において連携シェアリング自転車等の貸し渡しを受けることができ、また、管轄地域内のいずれのポートにおいても連携シェアリング自転車等の返却をすることができます。なお、利用者は、連携ポート及び連携シェアリング自転車等を利用する場合、これらの連携ポート及び連携シェアリング自転車等を本規約に従い利用するものとし、連携シェアリング自転車等の貸渡場所、返却場所にかかわらず、会員は当社又は各運営事業者に対し第 5 章に定める料金を支払うものとします。

5.広域連携施策の実施期間その他の連携システム利用に係る詳細条件は、当社又は各運営事業者が別に定めるところによります。また、連携システムの利用については、当社又は連携事業者がそれぞれ連携システムの提供にあたり定める利用規約等により制限されることや連携ポート及び連携シェアリング自転車等が利用できないことがあります。

6.当社及び各運営事業者は、連携システムが利用できなかった場合であっても、これに起因して会員又は法人指定利用者が被った損害について責任を負わず、連携システムが利用できなかった期間に係る料金の返還はしないものとします。

第 5 条 (ローミングサービス)

1.利用者は、管轄地域毎の別途当社又は各運営事業者が定める地域（以下「ローミングエリア」という）において、当社又は連携事業者（運営事業者を含み、当社が別途定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」に定める共同利用者となる場合があります）が提供するサイクルシェアリングシステムと類似のシステムで提供される自転車等（以下「ローミング連携シェアリング自転車等」という）及び当該自転車等の貸出・返却・保管を行う場所（以下「ローミング連携ポート」という）を利用することができます。但し、ローミング連携シェアリング自転車等はその貸し渡しを受けたローミングエリア内のみで利用することができ、当該ローミングエリア内

におけるローミング連携ポートにおいてのみ返却が可能です。また、管轄地域内で貸し渡しを受けたシェアリング自転車等を、ローミングエリア内で利用・返却することはできず、これに反して、ローミングエリア内で返却、放置した場合、会員は、返還されるまでの利用料金、自転車等回収及び探索に要した費用などの他、当社及び各運営事業者に生じた一切の損害を賠償する責任を負います。

2.利用者は、ローミング連携ポート及びローミング連携シェアリング自転車等を利用する場合、その貸し渡しを受けたローミングエリアにおけるサイクルシェアリングシステムの料金プラン、損害保険等に従うものとします。当該ローミングエリアにおいて契約する料金プランに基づいて算定される利用料金等を、本規約 第 28 条の定めに従い当社又は各運営事業者に対し支払うものとします。

3.当社及び各運営事業者は、本条に定めるサービスが利用できなかった場合であっても、これに起因して会員又は法人指定利用者が被った損害について責任を負わず、また利用できなかった期間に係る料金の返還はしないものとします。

第 6 条（登録情報等の変更）

1.会員は、入会契約の申込に際し、当社又は各運営事業者提供した個人情報、契約したプラン及び支払方法について変更が生じた場合には、その旨を直ちに当社又は各運営事業者と連絡し、当社又は各運営事業者の承認を得るものとします。

2.当社及び各運営事業者は、前項において連絡された内容が、サービスの遂行に支障をきたすと判断した場合は、本変更を拒否、又は入会契約を解除できるものとします。

第 7 条（入会契約の解除）

当社及び各運営事業者は、会員又は法人指定利用者が次の各号の一にでも該当したときは、何らの通知、催告をすることなく、サービスの利用を一時的に停止する、又は入会契約を解除することができるものとします。

(1)本規約その他の当社又は各運営事業者との間の契約に違反したとき。

(2)シェアリング自転車等の利用において交通事故を起こしたとき。

(3)会員が、第 5 章に定める料金その他本規約に基づく金銭の支払いを一回でも遅滞したとき。

(4)第 3 条第 4 項の各号のいずれかに該当したとき。

(5)前各号のほか、当社又は各運営事業者と会員との連絡が取れなくなった場合や入会時の情報に誤りがあった場合や、サイクルシェアリングシステムの利用継続が不相当であると当社又は各運営事業者が判断したとき。

第 8 条（本事業の中止）

1.シェアリング自転車等又はサイクルシェアリングシステムの全部又は一部の利用不能、その他の理由により本事業の継続が困難であると当社又は各運営事業者が判断した場合には、当社及び各運営事業者は一方的に本事業を中止することができるものとします。

2.前項の場合、当社又は各運営事業者がその旨を会員に通知することによって入会契約は終了し、会員は、入会契約が終了した日以降の基本料については支払うことを要しないものとします。

第 9 条（中途解約）

会員は、当社又は各運営事業者の同意を得て入会契約を解約することができるものとします。但し、会員は解約された月の末日までの基本料金を支払うものとする。

第 10 条（入会契約の有効期間）

入会契約の有効期間は、入会契約締結日から本事業（本事業と同等の後継サービスを含みます）の終了日までとします。但し、契約したプランにより入会契約の有効期間が定められている場合は、その有効期間を優先するものとします。

第 11 条（本事業の実施期間）

当社及び各運営事業者は、本事業の実施期間を当社又は各運営事業者所定のウェブサイトにおいて公表するものとします。なお、実施期間は、天候その他の運営上の理由により予告無く変更する場合があります。

第 12 条（一時休止・再開）

当社及び各運営事業者は、自然現象及び地域イベント、その他の事由により本事業の安全な提供が難しいと判断した場合は、当社又は各運営事業者所定のウェブサイトにおいて公表するなど当社又は各運営事業者が適切と判断する方法により事前又は事後に会員に告知のうえ、サービスの全部又は一部を休止することができるものとします。また、休止事由が解消した後、本事業の再開に際しての告知についても同様とします。当社及び各運営事業者は、本事業の休止期間にかかる料金の返還はしないものとします。

第 13 条（アカウント認証情報の管理）

1. 利用者は、入会契約締結時に用いる外部アカウント（d アカウント等）の認証情報（ID、パスワードその他の認証手段を含む）、またシェアリング自転車等の貸し渡し時に当社又は各運営事業者より払い出される開錠パスコードを、自己の責任において適切に管理するものとし、第三者に開示・漏洩又は利用させないものとします。

2. 当社及び各運営事業者は、当社又は各運営事業者の責に帰すべき事由による場合を除き、ID、パスワード、開錠パスコードの管理につきいかなる責任も負わないものとし、第三者による ID、パスワード、開錠パスコードの利用その他の行為は、全て当該利用者による利用とみなすものとします。

3. 利用者は、ID、パスワード、開錠パスコードが第三者に盗用、不正利用等された場合、又はそのおそれがある場合は、直ちに当社又は各運営事業者に通知しなければならないものとします。

第 14 条（認証カード）

1. 利用者は、開錠パスコードの代わりに認証カードを使用して、第 16 条に定めるシェアリング自転車等の貸渡手続きをすることができるものとします。

2. 利用者は、登録に必要な機能を備える認証カードを、自らの費用負担によって入手し、必要な利用環境を整えるものとします。

3. 利用者は、認証カードを善良な管理者の注意をもって使用・保管するものとし、第三者に使用させてはならないものとします。

4. 利用者の認証カードの使用は全て当該利用者によって使用されたものとみなします。

5. 認証カードの紛失、盗難、滅失又は破損（以下「紛失等」という）の場合、利用者は、速やかにその旨を運

営事務局へ届け出るものとします。

6.前項の場合、その紛失等が利用者の責に帰すべき事由によるか否かにかかわらず、会員は、認証カードの再発行・登録に必要な実費相当額を負担するものとし、第4条において契約した方法により、当社又は各運営事業者の請求に従いこれを当社又は各運営事業者に支払うものとします。

第3章 貸渡手続及び返還手続

第15条（予約及び予約の取り消しなど）

1.利用者は、シェアリング自転車等を利用するにあたり予め借り受けを希望するポート及び自転車等を明示して、当社又は各運営事業者所定の方法により個別の貸し渡し契約（以下「個別契約」という）の予約の申し込みを行い、当社又は各運営事業者は、他の予約状況などを勘案し、運用上可能な限りこの予約に応じるものとします。

2.当社及び各運営事業者は、前項により利用者の予約が完了した場合であっても、指定する期間に、第16条第1項の貸渡手続が行われなかった場合又は予約した条件でシェアリング自転車等を貸し渡すことができなくなった場合は、無条件で当該予約を取り消すことができるものとします。

3.会員及び法人指定利用者は、前項により予約が取り消されたことに関して、当社及び各運営事業者に対して何らの請求もなさないものとします。

第16条（シェアリング自転車等の貸渡手続など）

1.シェアリング自転車等の貸渡手続は、利用可能なシェアリング自転車等が保管されているポートにおいて、シェアリング自転車等を利用する利用者が、所定の方法によりシェアリング自転車等の開錠を行い、当社又は各運営事業者が、当該利用者に対して所定のシェアリング自転車等を貸し渡すこと（以下「貸渡手続」という）により完了するものとします。なお、これによって、個別契約が成立するものとします。

2.サイクルシェアリングシステムの運用上の都合、ポートに利用可能なシェアリング自転車等がない等の理由により、シェアリング自転車等の貸し渡しができないことがあります。

3.会員及び法人指定利用者は、前項に定める理由によりシェアリング自転車等が利用できなかったことに関して、当社及び各運営事業者に対して何らの請求（基本料の返還、代替交通手段の利用料金等の補償等の請求を含む）もしないものとします。

第17条（シェアリング自転車等の返還手続など）

1.シェアリング自転車等の返還手続は、シェアリング自転車等の保管が可能なポートにおいて、利用者自らがシェアリング自転車等に備えつけられた鍵の施錠に加え、当社又は各運営事業者所定の方法によりタッチメント操作パネル等を用いて返還通知を送付すること（以下「返還手続」という）により完了するものとします。なお、これによって、個別契約は終了するものとします。

2.利用者は、シェアリング自転車等の返還にあたって、シェアリング自転車等に自らの遺留品がないことを確認

して返還するものとし、当社及び各運営事業者は、遺留品の紛失などについて何ら責任を負わないものとし
ます。

3.利用者は、シェアリング自転車等の保管が可能なポートがないなどの理由により、第1項による返還手続き
ができないときは、シェアリング自転車等の保管が可能な別のポートに移動し返還するものとし
ます。

4.前項において、利用者が別のポートに移動できない等の緊急の場合は、運営事務局に連絡し、その指示に
従うものとし
ます。

5.利用者が、前項の連絡をせずに又は運営事務局の指示に従わないで、ポート以外の場所にシェアリング自
転車等を放置したときは、未だ返還手続きは完了していないものとみなします。

第18条（個別契約の解除）

当社及び各運営事業者は、次の各号の一にでも該当する場合は、会員及び法人指定利用者にシェアリング
自転車等の返還を求めることができるものとし
ます。

(1)借受時間中において、シェアリング自転車等の利用不能又はサイクルシェアリングシステムの不具合その他の
理由により、シェアリング自転車等の貸し渡しを継続できなくなったとき。

(2)利用者が借受時間中に本規約その他の当社又は各運営事業者との契約に違反したとき。

第4章 自転車等の事故の処置など

第19条（事故処理）

1.シェアリング自転車等の借受時間中に、当該シェアリング自転車等に係る事故が発生したときは、利用者
は、事故の規模にかかわらず法令上の措置をとるとともに次に定めるところにより処理するものとし
ます。

(1)直ちに事故の状況などを所管の警察及び運営事務局に連絡すること。

(2)当該事故に関し、当社又は各運営事業者と、当社又は各運営事業者が指定する保険会社が必要とす
る書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。

(3)当該事故に関し、第三者と示談又は協定を締結するときは、予め当社又は各運営事業者の承諾を受け
ること。

2.会員及び法人指定利用者は、前項によるほか自らの責任と費用において事故の処理・解決を図るものとし
ます。

第20条（故障・盗難などの処置など）

1.利用者は、借受時間中にシェアリング自転車等及びポートの異常又は故障を発見したときは、直ちに利用を
中止し運営事務局に連絡するとともに、運営事務局の指示に従うものとし
ます。

2.利用者は、借受時間中にシェアリング自転車等の盗難などが発生したときは、直ちに盗難の状況などを所管
の警察及び運営事務局に連絡するとともに、運営事務局の指示に従うものとし
ます。また、会員は、シェアリング
自転車等の盗難にかかる負担金として当社又は各運営事業者が指定する金額を支払うものとし
ます。

第21条（充電切れ時の対応）

シェアリング自転車等の借受時間中に、当該シェアリング自転車等のバッテリーの充電切れが発生したとき又は充電切れの恐れがあるときは、利用者は、直ちに当該充電切れの状況について、運営事務局に連絡するとともに、運営事務局の指示に従い最寄りのポートへのシェアリング自転車等の返却等必要な対応を行うものとします。

第 22 条（補償）

1. 当社及び各運営事業者は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車等を借り受けしている間等については、別で定める各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。
2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。
3. 警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社及び各運営事業者の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。
4. 前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。
5. 本条の詳細は保険約款によります。なお、契約手続きや保険金請求手続き等の詳細については各運営事務局へ会員又は利用者自身で必要に応じて確認する。。

第 5 章 料金

第 23 条（料金）

1. 料金とは、利用者がシェアリング自転車等を利用するにあたり、会員が当社及び各運営事業者に対して支払う基本料、延長料金、その他の料金をいうものとします。
2. 当社及び各運営事業者は、それぞれの額又は計算根拠を料金表に明示し、当社又は各運営事業者所定のウェブサイトにおいて公表するものとします。当社及び各運営事業者は、料金表を変更する場合には、変更日の 1 週間前までに当社又は各運営事業者所定のウェブサイトにて公表するものとします。

第 24 条（登録手数料）

1. 登録手数料とは、会員が第 3 条第 2 項に基づき入会契約が成立した時に支払う契約手数料、及び専用 IC カード購入や手引きの発行などを希望した場合に支払う契約オプション料、プラン内容の変更を行った場合に支払う変更手数料、入会契約更新時に支払う更新料をいうものとします。
2. 入会契約が中途解約、解除その他の理由により契約期間中に終了したときは、当社及び各運営事業者の責に帰すべき事由により終了した場合を除き、前項により当社及び各運営事業者が受領した登録手数料については返金されないことにつき、会員は異議なく承諾します。

第 25 条（基本料）

基本料とは、第4条第1項で契約した又は第6条第1項に従って変更されたプランに従って、月又は日、時間など各プランにより定められたサービスを受ける期間に応じ、支払う基本料金をいうものとします。

第26条（延長料金）

1.延長料金とは、利用者が借り受けたシェアリング自転車等の各プランに定められた初期利用時間を超えて、利用者がシェアリング自転車等を利用した場合に支払う延長料金をいうものとします。

2.延長料金は、前項に定める初期利用時間経過時から利用者が第17条の返還手続きが完了するまでを対象期間として課金されるものとします。

第27条（その他の料金）

その他の料金とは、基本料、延長料金の他、当社又は各運営事業者が公表し、会員又は法人指定利用者が希望した有料サービスに対し支払う料金をいうものとします。

第28条（料金の支払い）

1.1 回会員は、シェアリング自転車等の利用終了時に当該利用に係る料金が発生し、当社又は各運営事業者が指定する支払方法により支払うものとします。その他会員（月額会員など）の料金は、会員が当該料金プランに新たに加入又は当該料金プランに変更したタイミングで料金が発生し、当社が指定する支払方法により支払うものとします。

2.当社及び運営事業者は、会員が支払方法の登録及び変更したタイミング以降の初回サービス利用時において、当該支払方法の有効性の確認額として一時的に、一定金額の決済の利用枠の確保（与信枠の確保）を行うことができるものとします。ただし、原則、サービス利用終了後に確定する実際の利用金額にて決済を行い、確保していた利用枠は決済を行うことなく解放いたします。しかし、サービス利用終了時に、当社及び運営事業者が利用料金の支払いを確認することができない場合は、一定金額の確保していた決済の利用枠を支払いに充当することとします。支払い方法が「d払い」の場合は、一定金額の利用枠を利用料金の決済に充当することを原則とします。その上で、サービス利用終了後に確定する利用料金が一定金額の利用枠より少ない場合、一定金額の利用枠を決済した後、確定した料金との差額が返金されます。支払い方法がデビットカード・プリペイドカード等を利用する場合は、利用枠の確保時に一時的に口座から当該金額を預かる（預かり金の確保）場合がありますが、後日、返金されます。

なお、返金に要する期間は、ご利用のカード会社、金融機関または決済サービス提供者により異なります。これらの取り扱いについて、会員は、異議なく承諾します。また、有効性の確認額としての確保する一定金額については、当社又は各運営事業者所定のウェブサイトにて公表します。

3.会員は、料金の支払いが未完了で未払金額が存在する場合、その未払いを解消するまでは、新たなシェアリング自転車等の利用ができないことに同意します。

4.当社及び運営事業者が提供するシェアサイクルサービスにおいて、「d払い」による決済手段を利用される場合、以下の事項について、会員は異議なく承諾します。

①利用承諾情報の連携事業者への連携について

会員が「d 払い」による決済手段を選択した場合、当社は、当該決済手段の利用に関する承諾を会員より取得します。この際、当社が取得した利用承諾に関する情報は、各運営事業者に対しても、当該決済手段の円滑な利用を目的として、当該情報を必要な範囲で提供・連携することについて、会員は予め承諾するものとします。

②運営事業者提供サービスにおける d 払い決済の取扱いについて

会員が、各運営事業者の連携システムを利用し、「d 払い」により利用料金の支払いを行う際、①での情報連携により、当社が取得した d 払い決済利用承諾に基づき、運営事業者が別途会員から個別に決済承諾を取得することなく、「d 払い」による決済を利用できるものとします。

5.当社及び各運営事業者は、本条の手段により会員から支払いを受けられない場合には、当社又は各運営事業者が定める他の決済手段により支払いを受けることができるものとします。

第 6 章 責任

第 29 条（定期点検整備）

当社及び各運営事業者は、シェアリング自転車等及びポートに対して、当社又は各運営事業者の定める基準により定期点検整備を実施します。

第 30 条（利用前点検）

1.利用者は、シェアリング自転車等を借り受ける都度、ブレーキの効き、ハンドルの曲がり、タイヤの空気圧、ベルの鳴り、アタッチメント操作パネル、バッテリー残量などが安全かつ適切に利用ができる状態であることを確認するものとします。

2.利用者は、シェアリング自転車等の損傷、備品の紛失及び整備不良を発見したときは、直ちに運営事務局に連絡し、利用を中止するものとします。

3.前項の連絡がないままシェアリング自転車等を利用した場合は、借受時において、シェアリング自転車等に損傷、備品の紛失及び整備不良はなかったものとみなします。

第 31 条（管理責任）

1.個人会員又は法人指定利用者は、善良な管理者の注意をもってシェアリング自転車等を利用・保管するものとします。

2.前項の管理責任は、個別契約に基づくシェアリング自転車等の貸渡手続きが完了したときより始まり、当該自転車等の返還手続きを完了したときに終了するものとします。

第 32 条（禁止行為）

利用者は、次の行為をしてはならないものとします。

(1) シェアリング自転車等を利用者本人以外の者に利用させること。

(2) 特定小型原動機付自転車を利用する際、都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な一種

運転免許に係る免許証または第二種運転免許に係る免許証の不携帯。

- (3) 無謀運転、酒気帯び運転などの危険な行為。
- (4) 交通規則を無視したシェアリング自転車等の利用。
- (5) 乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適當な場所での利用。
- (6) 歩行者などの通行障害となるような行為。
- (7) 自転車等の構造・装置・付属品などの改造、取り外し及び変更。
- (8) 条例が定める自転車等放置禁止区域内、許可を得られない私有地及び通行の障害となるような場所での駐輪。
- (9) 運転中に故障した場合、無理に運転を継続する行為。
- (10) シェアリング自転車等を各種テスト若しくは競技、牽引又は後押しに利用すること。
- (11) シェアリング自転車を本来の利用目的を超えて長時間占有する行為（翌日の利用を見越して自宅や事業所内に留置く等）。
- (12) 13 歳未満の場合、ヘルメットを着用せずに利用すること。
- (13) サイクルシェアリングシステムや当社又は各運営事業者所定のウェブサイトに対するウェブスクレイピング（web scraping）、ウェブクローラー（web crawler）、ウェブスパイダー（web spider）など名称の如何を問わずコンピュータソフトウェア技術を用いウェブサイトから自動的に情報を収集する処理。その他、システムに過度の負荷を掛け、又は安定したサービス提供に支障をきたす恐れがある一切の行為。
- (14) 車輛等によりシェアリング自転車等を運搬し、運搬先でシェアリング自転車等を利用する行為。（管轄地域の内外問わず運搬行為は禁止とする。ただし、サイクルトレイン等公共交通機関が提供するサービスを利用する場合は、この限りではない。）
- (15) その他、法令又は公序良俗に反する行為。

第 33 条（放置自転車等に対する処置）

1. 利用者が、前条第 8 号で禁止する場所にシェアリング自転車等を駐輪した（以下「放置」という）とき、会員及び法人指定利用者は、放置自転車等の撤去、保管等の諸費用の負担、返還までの利用料金その他当社及び各運営事業者が生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 前項の場合において自治体及び警察等から当社又は各運営事業者に対して自転車等の放置について連絡があった場合、当社又は各運営事業者は、会員又は法人指定利用者に連絡し、速やかにシェアリング自転車等を当社又は各運営事業者所定の場所に移動させ、違反者として法律上の措置に従うことを求めるものとし、会員及び法人指定利用者は、これに従うものとします。
3. 当社及び各運営事業者が第 1 項の費用を立て替えて支払ったときは、会員は、この費用を当社又は各運営事業者に対して速やかに支払うものとします。

第 34 条（シェアリング自転車等の返還義務）

利用者は、シェアリング自転車等の返還にあたり、通常の利用による損耗を除き借り受けた時の状態で返還するものとし、備品を含むシェアリング自転車等の全部又は一部の損傷、紛失、盗難等が会員又は法人指定利

用者の責に帰すべき事由によるときは、会員は、シェアリング自転車等の修理、再調達費用など原状回復に要する一切の費用を負担するものとします。

第 35 条（シェアリング自転車等が返還されない場合の処置）

1. 当社及び各運営事業者は、各プランに定められた利用可能時間を超過しても利用者がシェアリング自転車等を返還せず、かつ当社又は各運営事業者の返還請求に応じないとき、又は利用者の所在が不明などの事情によりシェアリング自転車等が乗り逃げされたものと当社又は各運営事業者が判断したときは、入会契約を解除するとともに、刑事告訴を行うなど法的手続の措置をとることができるものとします。

2. 前項に該当することとなった場合、会員は、返還されるまでの利用料金、シェアリング自転車等の回収及び探索に要した費用などの他、当社及び各運営事業者に生じた一切の損害を賠償する責任を負います。

3. 当社及び各運営事業者は、天災地変その他の不可抗力の事由により、サイクルシェアリングシステム運営時間を経過しても利用者からシェアリング自転車等が返還されなかった場合は、これにより生ずる損害について会員及び法人指定利用者の責任を問わないものとします。この場合、会員又は法人指定利用者は、直ちに運営事務局に連絡し、その指示に従うものとします。

第 36 条（賠償責任）

会員は、本規約の各条項に定めるほか、会員又は法人指定利用者がシェアリング自転車等を利用して第三者又は当社又は各運営事業者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。但し、会員又は法人指定利用者の責に帰さない事由による場合を除きます。

第 7 章 免責

第 37 条（免責）

会員及び法人指定利用者は、理由の如何に関わらず、シェアリング自転車等を利用したこと又はシェアリング自転車等が利用できなかったことにより自らに損害が生じた場合でも、当社及び各運営事業者が故意又は重過失がある場合を除き、当社及び各運営事業者がシェアリング自転車等の利用の対価として当該会員より受領した会員の額を超えて損害の賠償を請求することができないものとします。

第 8 章 お客様情報の利用

第 38 条（お客様情報の利用）

1. 当社及び各運営事業者は、サービス提供にあたり取得する会員の個人情報（当該情報により又は他の情報と照合することにより、会員本人を識別し得る情報をいいます）を当社又は各運営事業者が別途定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」及び本規約に従い取り扱います。 2. 当社又は各運営事業者は、会員の個人情報を、以下の第三者に提供することがあります。

〔第三者提供する個人情報〕

当社又は各運営事業者が別途定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」に定める事項

〔第三者提供する者の範囲〕

第 22 条第 1 項に定める補償を実施するために当社又は各運営事業者が契約する保険会社、その他当社

又は各運営事業者が別途定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」に定める者

〔第三者提供する者の利用目的〕

当社又は各運営事業者が別途定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」に定める事項

〔個人データの管理について責任を有する者〕

当社又は各運営事業者

3.会員の個人情報の共同利用についても当社又は各運営事業者が別途定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」及び本規約に従い取り扱います。

第9章 雑則

第39条（規約の変更）

当社及び各運営事業者が本規約を改訂した場合、当社又は各運営事業者所定のウェブサイトへの掲示をもってその通知とします。また本規約の改訂は、会員及び法人指定利用者への事前の通知無く行うことができるものとします。

第40条（通知など）

会員又は法人指定利用者に対する当社又は各運営事業者からの通知及び連絡等は、入会契約時に登録した電話番号やメールアドレス、当社アプリ内の通知機能などを通じて行い、その発信時に通知及び連絡等の効力が発生するものとし、不到達による不利益は会員及び法人指定利用者が負うものとします。

第41条（遅延損害金）

会員は、本規約、入会契約又は個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社又は各運営事業者に対し別で定める遅延損害金を支払うものとします。

第42条（管轄裁判所）

本規約、入会契約又は個別契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、利用エリアに応じて当社（東京地方裁判所）又は各運営事務所の本拠地を管轄とする地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

別添

各管轄地域における運営事務局名や連絡先、損害補償等

区分	管轄地域	運営事業者	運営事務局名	運営事務局ナビダ	補償範囲（損害保険）	損害遅延金	お客様の個人情報
直営エリア	宮城県（仙台市）	ドコモ・バイクシェア	仙台コミュニティサイクル DATEBIKE 運営事務局	0570-783-677 （有料）	<p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。 (1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。 但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。 2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。 3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。 4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。</p>	<p>年率 14.6%の割合 （1 年を 365 日とする日割計算による）</p>	<p>https://www.d-bikeshare.com/policy/</p>
直営エリア	宮城県（仙台市・海手サイクル）	ドコモ・バイクシェア	海手サイクル運営事務局	0570-783-677 （有料）	<p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。 (1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。 但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。 2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。 3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。 4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。</p>	<p>年率 14.6%の割合 （1 年を 365 日とする日割計算による）による遅延損害金</p>	<p>https://www.d-bikeshare.com/policy/</p>

直営エリア	東京広域	ドコモ・バイクシェア	<p>(※複数区あるため1区のみ)千代田区コミュニティサイクル運営事務局</p>	0570-783-677 (有料)	<p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。 (1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円 (見舞品購入費用 3 万円) ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。 2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。 3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。 4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項 (保険金を支払わない場合) に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。</p>	年率 14.6%の割合 (1 年を 365 日とする日割計算による)	https://www.d-bikeshare.com/policy/
直営エリア	東京都 (八丈島八丈町)	ドコモ・バイクシェア	八丈島サイクルシェア運営事務局	0570-783-677 (有料)	<p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。 (1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円 (見舞品購入費用 3 万円) ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。 2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。 3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。 4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項 (保険金を支払わない場合) に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。</p>	年率 14.6%の割合 (1 年を 365 日とする日割計算による)	https://www.d-bikeshare.com/policy/

直営エリア	神奈川県（川崎市）	ドコモ・バイクシェア	川崎バイクシェア運営事務局	0570-783-677 (有料)	<p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。</p>	年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）	https://www.d-bikeshare.com/policy/
直営エリア	神奈川県（横浜市）	ドコモ・バイクシェア	横浜コミュニティサイクル運営事務局	0570-783-677 (有料)	<p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。</p>	年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）	https://www.d-bikeshare.com/policy/

直営エリア	大阪府（大阪市）	ドコモ・バイクシェア	大阪バイクシェア運営事務局	0570-783-677 (有料)	<p>第 22 条（補償）</p> <p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。 (1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。 2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。 3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。 4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。</p>	当社に 対し年率 14.6% の割合（1 年を 365 日とする日割 計算による）による 遅延損害金	https://www.d-bikeshare.com/policy/
直営エリア	兵庫県（姫路市）	ドコモ・バイクシェア	姬ちやり運営事務局	0570-783-677 (有料)	<p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。 (1)死亡・後遺障害10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。 2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。 3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承</p>	当社に 対し年率 14.6% の割合（1 年を 365 日とする日割 計算による）による 遅延損害金	https://www.d-bikeshare.com/policy/

直営エリア	奈良県（奈良市）	ドコモ・バイクシェア	奈良バイクシェア運営事務局	0570-783-677 (有料)	<p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害10,000千円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000万円、初期対応費用 最高 1,000万円、被害者治療費用等 1名 最高50万円（見舞品購入費用 3万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害を補償が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p>	当社に 対し年率 14.6% の割合（1年を 365日とする日割 計算による）による 遅延損害金	https://www.d-bikeshare.com/policy/
直営エリア	広島県（広島市）	ドコモ・バイクシェア	広島市シェアサイクル運営事務局	0570-783-677 (有料)	<p>4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の色書事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険第22条（補償）</p> <p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害を補償が受けら</p>	当社に 対し年率 14.6% の割合（1年を 365日とする日割 計算による）による 遅延損害金	https://www.d-bikeshare.com/policy/

直営エリア	香川県（高松市）	ドコモ・バイクシェア	さぬきシェアサイクル コールセンター	0570-783-677 (有料)	<p>第22条（補償）</p> <p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。</p> <p>5.本条は、各種損害保険の概要を記載したものであり、詳細は保険約款によります。なお、契約手続きや保険金請求手続き等の詳細に係るお問い合わせ先は下記の通りとします。</p>	<p>当社に対し年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）による遅延損害金</p> <p>https://www.d-bikeshare.com/policy/</p>
直営エリア	大分県（大分市）	ドコモ・バイクシェア	おおいたサイクルシェアコールセンター	0570-783-677 (有料)	<p>第22条（補償）</p> <p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害10,000千円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000万円、初期対応費用 最高 1,000万円、被害者治療費用等 1名 最高50万円 ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。</p> <p>5.本条は、各種損害保険の概要を記載したものであり、詳細は保険約款によります。なお、契約手続きや保険金請求手続き等の詳細に係るお問い合わせ先は下記の通りとします。</p> <p>お問い合わせ先：おおいたサイクルシェアコールセンター</p>	<p>当社に対し年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）による遅延損害金</p> <p>https://www.d-bikeshare.com/policy/</p> <p>プライベートポリシー株式会社ドコモ・バイクシェア</p>

直営エリア	鹿児島県（鹿児島市）	ドコモ・バイクシェア	かごりん運営事務局	0570-783-677 (有料)	<p>1.当団体は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を取り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害10,000千円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円<特約> 訴訟対応費用 最高1,000万円、初期対応費用最高1,000万円、被害者治療費用等1名最高50万円（見舞品購入費用3万円）※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当団体の補償制度による損害でん補が受けられないことを会員は異議なく承諾します。</p>	当社に 対し年率 14.6% の割合（1年を 365日とする日割 計算による）による 遅延損害金	https://www.d-bikeshare.com/policy/
直営エリア	沖縄県（那覇市他）	ドコモ・バイクシェア	ちゅらチャリコールセンター	0570-783-677 (有料)	<p>第22条（補償）</p> <p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を取り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円）※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第1項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。</p> <p>5.本各号は、各種損害保険の概要を記載したものであり、詳細は保険約款によります。なお、契約手続きや保険金</p>	当社に対し年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする 日割計算による） による遅延損害金	https://www.d-bikeshare.com/policy/

システム提供	北海道（札幌市）	特定非営利活動法人 ポロクル	「ポロクル」サイクルシェアリングサービス運営事務局	0570-783-677	<p>1. 当法人は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1) 死亡・後遺障害 1,000 万円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※ シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2) 賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円</p> <p><特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名最高 50 万円</p> <p>※ シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3. 警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当法人の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4. 前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者すべて負担するものとします。</p>	<p>年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）</p>	<p>https://porocle.jp/link-data/20250409_porocle_privacy.pdf</p>
システム提供	岩手県（二戸市）	一般社団法人二戸市観光ツーリズム協会	一般社団法人二戸市観光ツーリズム協会	0195-23-3641	<p>(1) 死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※ シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2) 賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円</p> <p><特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名最高 50 万円（自無品購入費用 3 万円）</p>	<p>14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>https://www.ninohet-kanko.com/wp-content/uploads/2022/04/e31e605bef37960cfbb9b9ff279a65de.txt</p>
システム提供	茨城県（笠間市）	一般社団法人 笠間観光協会	「かさまCYCLING」事務局（笠間観光協会内）	0296-72-9222	<p>(1) 死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※ シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2) 賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円</p> <p><特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名最高 50 万円（自無品購入費用 3 万円）</p>	<p>当協会に対し年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>https://www.kasama-kankou.jp/page/page000011.html</p>
システム提供	茨城県（境町）	株式会社さかいまちづくり公社 道の駅さかい	株式会社さかいまちづくり公社 道の駅さかい	0280-87-5011	<p>(1) 死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2) 賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名最高 50 万円（自無品購入費用 3 万円） ※シェア</p>	<p>当協会に対し年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>https://sakai-cycleshare.sakaimachi.co.jp/privacy-policy/</p>
システム提供	群馬県（嬬恋村）	一般社団法人嬬恋村観光協会	一般社団法人嬬恋村観光協会	080-9982-3817	<p>(1) 死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。</p> <p>ただし入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※ シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。</p> <p>(2) 賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円</p> <p><特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円</p> <p>初期対応費用 最高 1,000 万円</p>	<p>当協会に対し年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>https://www.tsu-magoi-kankou.jp/privacy</p>

システム提供	埼玉県（小川町・小川町道の駅）	株式会社 ビー・アンド・プラス	小川町観光協会	0493-72-1221	(1)死亡・後遺障害10,000万円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。 但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000万円、初期対応費用 最高1,000万円、被害者治療費用等1名 最高50万円（見舞品購入費用） ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。	当法人に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。	https://www.kankou-ogawa.com/privacy.html
システム提供	東京都（あきる野市）	株式会社 東京裏山ワンダーランド	株式会社 東京裏山ワンダーランド	090-6115-6524	(1)死亡・後遺障害10,000万円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。 但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。 2.賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000万円、被害者治療費用等1名 最高50万円（見舞品購入費用） ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。	当法人に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。	https://keikokucycling.tokyo/policy.html
システム提供	東京都（小笠原村母島）	小笠原村	小笠原村	04998-2-3114	(1)死亡・後遺障害10,000万円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000万円、被害者治療費用等1名 最高50万円（見舞品購入費用 3万円） ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。	当法人に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。	https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/wp-content/uploads/sites/2/2025/06/d8b7a9fcc2fb8eb42787e5db9c79ad07.pdf
システム提供	新潟県（新潟市）	一般社団法人いがたレンタサイクル	いがたシェアサイクル 事務局	025-311-1209	(1)死亡・後遺障害10,000万円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。 但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000万円、被害者治療費用等1名 最高50万円（見舞品購入費用 3万円） ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。	当法人に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。	https://niigata2km-sharecycle.com/policy
システム提供	石川県（金沢市）	株式会社日本海コンサルティング	金沢市公共シェアサイクルまちのり事務局	076-255-1747	第22条（補償） 1. 当法人は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。 (1) 死亡・後遺障害 1,000万円、入院保険金日額 5,000円、通院保険金日額 2,500円。 但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000万円、被害者治療費用等1名 最高50万円（見舞品購入費用 3万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。 2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。 3. 警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当法人の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく	当法人に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。	https://www.mac-hi-nori.jp/privacy/

システム提供	石川県（小松市）	株式会社日本海コンサルタント	こまつシェアサイクル事務局	076-243-8287	<p>第22条（補償）</p> <p>1. 当法人は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>1. 死亡・後遺障害 1,000万円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。※ シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>2. 賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000万円、初期対応費用 最高 1,000万円、被害者治療費用等 1名最高 50万円（見舞品購入費用 3万円）※ シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3. 警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当法人の補償制度による損害を補償が受けられないことがあることを会員は異議なく承知するものとします。</p>	<p>当法人に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金</p>	<p>https://komatsu-share-cycle.com/privacy/</p>
システム提供	福井県（福井市）	株式会社日本海コンサルタント	ふくチャリ事務局	080-8996-6996	<p>第22条（補償）</p> <p>1. 当法人は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>1. 死亡・後遺障害 1,000万円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。※ シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>2. 賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000万円、初期対応費用 最高 1,000万円、被害者治療費用等 1名最高 50万円（見舞品購入費用 3万円）※ シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3. 警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当法人の補償制度による損害を補償が受けられないことがあることを会員は異議なく承知するものとします。</p>	<p>当法人に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金</p>	<p>https://fuku-chari.com/privacy/</p>
システム提供	福井県（敦賀市）	株式会社日本海コンサルタント	つるがシェアサイクル事務局	0770-20-0689	<p>第22条（補償）</p> <p>1. 当法人は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1) 死亡・後遺障害 1,000万円、入院保険金日額 5,000円、通院保険金日額 2,500円。但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※ シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2) 賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000万円、初期対応費用 最高 1,000万円、被害者治療費用等 1名最高 50万円（見舞品購入費用 3万円）※ シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3. 警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当法人の補償制度による損害を補償が受けられないことがあることを会員は異議なく承知するものとします。</p>	<p>当法人に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金</p>	<p>https://tsuruga-share-cycle.jp/privacy/</p>

システム提供	山梨県（甲州市）	甲州市役所 観光 商工課	甲州市役所 観光商工 課	0553-32-2111(代)	(1)死亡・後遺障害10,000千円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。ただし入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円、訴訟対応費用 最高1,000万円、初期対応費用 最高1,000万円、被害者傷害費用 1名、最高50万円となります。	市に対し年率 14.6%の割合（1 年を365日とする 日割計算による） による遅延損害金 を支払うものとしま	https://www.city.koshu.yamanashi.jp/docs/2012032_200141/
システム提供	山梨県（富士山麓）	富士山麓電気鉄道 株式会社	富士山麓電気鉄道株式 会社	0555-22-7133	(1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限ります。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。	当社に対し年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする 日割計算による） による遅延損害 金を支払うものと します。	https://www.fujiikyuu-railway.jp/privacy/
システム提供	長野県（上田市・千曲市）	株式会社日本海コ ンサルタント	上田市お客様コールセン ター 一般社団法人 信州千 曲観光局	0268-23-7132 （上田市） 026-261-0300 （千曲市）	第22条（補償） 1. 当法人は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。 (1) 死亡・後遺障害 1,000万円、入院保険金日額 5,000円、通院保険金日額 2,500 円。 但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。 ※ シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限ります。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000万円、初期対応費用 最高 1,000万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50万円（見舞品購入費用 3万円） ※ シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。 2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。 3. 警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当法人の補償制度による損害てん補が受けられないことがあることを会員は異議な	当法人に対し年率 14.6%の割合（1 年を365日とする日 割計算による）に よる遅延損害金	https://docomo-cycle.jp/ueda-chikuma/ueda-chikuma_privacy.pdf
システム提供	長野県（東御市）	一般社団法人信州 とうみ観光協会	一般社団法人信州とう み観光協会	0268-62-7701	(1)死亡・後遺障害 1,000 万円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限ります。 (2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。	当法人に 対し年率 14.6% の割合（1 年を 365 日とする日割 計算による）による 遅延損害金を支払 う ものとします。	https://tomikan.jp/share-bike/faq.php#policy

システム提供	岐阜県（池田町・揖斐川町）	池田・揖斐川レンタル推進協議会	池田・揖斐川レンタル推進協議会	050-3531-6108	<p>(1)死亡・後遺障害10,000千円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。ただし入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となります。急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円、訴訟対応費用 最高1,000万円、初期対応費用 最高1,000万円、被害者傷害費用 1名 最高50万円となります。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任を 補償します。</p>	年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金	https://www.town.gifu-ikeda.lg.jp/000000737.html https://www.town.gifu-ikeda.lg.jp/000000713.html
システム提供	愛知県（名古屋市）	名鉄協商株式会社	名鉄協商株式会社	0120-019-819	<p>1. 当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、各種損害保険会社の定める約款等に従い、会員及び法人指定利用者が被った傷害及び会員及び法人指定利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>1) 死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>2) 賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円 ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は法人指定利用者の負担とします。</p> <p>3. 警察及び運営事務所に届出のない事故、若しくは会員又は法人指定利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険および当社の補償制度による損害を補償が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4. 前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により、第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員及び法人指定利用者がすべて負担するものとします。</p> <p>5. 本条は、各種損害保険の概要を記載したものであり、詳細は保険約款によります。なお、</p>	年率 14.6%の割合（1年を 365 日とする日割計算による）	https://www.mkyosh.co.jp/privacy/
システム提供	三重県（いなべ市）	いなべ市農林商工部商工観光課	グリーンクリエイティブいなべ	0594-72-7705	<p>(1)死亡・後遺障害10,000千円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。ただし入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円、訴訟対応費用 最高1,000万円、初期対応費用 最高1,000万円、被害者傷害費用 1名 最高50万円となります。</p> <p>※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者に身</p>	市に対し年率3%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。	https://www.inabe-gci.jp/wordpress/wp-content/themes/gci_theme_11/pdf/privacy.pdf

システム提供	滋賀県（大津市/京都市）	株式会社Clew	Clew運営事務局	0570-783-677 (有料)	<p>当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアモビリティを借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>死亡・後遺障害 1,000万円、入院保険金日額 5,000円、通院保険金日額 2,500円。</p> <p>但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。※ シェアモビリティ搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限ります。</p> <p>賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000万円、初期対応費用 最高 1,000万円、被害者治療費用等 1名最高 50万円（見舞品購入費用 3万円）</p> <p>※ シェアモビリティ等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p>	当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。	https://www.clew.jp/policy/
システム提供	大阪府（大阪市他）	認定NPO法人 Homedoor	HUBchari事務局	0570-783-677 (有料)	<p>当社は、成立した個別契約に基づいて会員がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員が負担した第32条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害10,000千円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となります。急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000万円、初期対応費用 最高1,000万円、被害者治療費用等 1名 最高50万円（見舞品購入費用 3万円）。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となります。</p> <p>自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3. 警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による</p>	当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。	https://hubchari.com/privacy

システム提供	大阪府（岸和田市）	富尾石油株式会社	和泉・岸和田・河内長野 サイクルシェア事務局	0725-41-4717 (有料)	<p>第22条（補償）</p> <p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害てん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。</p> <p>5.本条は、各種損害保険の概要を記載したものであり、詳細は保険約款によります。なお、契約手続きや保険金請求手続き等の詳細に係るお問い合わせ先は下記の通りとします。</p> <p>お問い合わせ先：桃山学院大学シェアサイクル運営事務局（エグナフ石油株式会社内）</p>	当社に 対し年率 14.6% の割合（1 年を 365 日とする日割 計算による）による 遅延損害金	https://www.tomi-oil.com/privacy.html
システム提供	大阪府（和泉市）	富尾石油株式会社	和泉・岸和田・河内長野 サイクルシェア事務局	0725-41-4717 (有料)	<p>第22条（補償）</p> <p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りです。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害てん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとします。</p> <p>5.本条は、各種損害保険の概要を記載したものであり、詳細は保険約款によります。なお、契約手続きや保険金請求手続き等の詳細に係るお問い合わせ先は下記の通りとします。</p> <p>お問い合わせ先：桃山学院大学シェアサイクル運営事務局（エグナフ石油株式会社内）</p>	当社に 対し年率 14.6% の割合（1 年を 365 日とする日割 計算による）による 遅延損害金	https://www.tomi-oil.com/privacy.html

システム提供	兵庫県（神戸市）	サイカパーキング株式会社	サイカパーキング株式会社運営事務局	0120-040-587	<p>1.会員は、成立した個別契約に基づいてシェアリング自転車を借り受けしている間については、シェアリング自転車に付帯している第2種T Sマーク保険の適用範囲内で、その補償を受けることができます。</p> <p>2.前項に定める第2種T Sマーク保険の利用については、会員自らが所定の必要な手続き全てを行うものとします。</p> <p>3.当社は、成立した個別契約に基づいて会員がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件のとりの各種損害保険を付保するものとし、会員が負担した第33条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害10,000千円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。ただし入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となります。急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000万円、初期対応費用 最高1,000万円、被害者治療費用等 1名 最高50万円（見舞品購入費用 3万円）。</p> <p>※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。</p> <p>自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>第20条（補償）</p>	当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします	https://www.cvca.co.jp/policy
システム提供	兵庫県（加東市）	一般社団法人加東市観光協会	一般社団法人加東市観光協会	0795-48-0995	<p>1. 観光協会は、成立した個別契約に基づいて会員がシェアリング自転車等を借り受けしている間等については、下記の条件のとりの各種損害保険を付保するものとし、会員が負担した第32条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害 10,000千円、入院保障金 日額5,000円、通院保障金 日額2,500円。ただし入院保障金日額は、事故発生日より180日以内を、通院保障金日額は、事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円、訴訟対応費用 最高1,000万円、初期対応費用 最高1,000万円、被害者傷害費用 1名 最高50万円となります。 ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員の負担とします。</p> <p>3. 警察および運営事務局に届出のない事故、もしくは会員が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険および観光協会の補償制度による損害を補償が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p>	観光協会に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとする	https://www.kato-kanko.jp/privacy/
システム提供	関西地方（駅くん）	JR 西日本レンタカー&リース株式会社	スマート駅くん運営事務局	0800-555-4190	<p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害 10,000千円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りま。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000万円、初期対応費用 最高1,000万円、被害者治療費用等 1名 最高50万円</p> <p>※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害を補償が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p>	当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。	https://www.ekiren.com/policy.pdf

システム提供	島根県（出雲市）	山陰パナソニック株式会社	出雲シェアサイクルゆいえん事務局	0853-25-7366	<p>第22条（補償）</p> <p>当法人は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1) 死亡・後遺障害 1,000万円、入院保険金日額 5,000円、通院保険金日額 2,500円。</p> <p>但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※ シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限ります。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円</p> <p><特約> 訴訟対応費用 最高 1,000万円、初期対応費用 最高 1,000万円、被害者治療費用等 1名 最高 50万円（見舞品購入費用 3万円）</p> <p>※ シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害</p>	当社に 対し年率 14.6% の割合（1年を 365日とする日割 計算による）による 遅延損害金	https://yuien-sharecycle.jp/privacy/
システム提供	島根県（松江市）	山陰パナソニック株式会社	松江シェアサイクル ラフチャリ。事務局	0852-61-1271	<p>第22条（補償）</p> <p>当法人は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1) 死亡・後遺障害 1,000万円、入院保険金日額 5,000円、通院保険金日額 2,500円。</p> <p>但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※ シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限ります。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円</p> <p><特約> 訴訟対応費用 最高 1,000万円、初期対応費用 最高 1,000万円、被害者治療費用等 1名 最高 50万円（見舞品購入費用 3万円）</p> <p>※ シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害</p>	当社に 対し年率 14.6% の割合（1年を 365日とする日割 計算による）による 遅延損害金	https://lough-chari.jp/privacy-policy/

システム提供	岡山県（津山市）	公益財団法人津山市観光協会	公益社団法人津山市観光協会	0868-22-3310 (有料)	<p>第22条（補償）</p> <p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第36条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとし、</p> <p>(1)死亡・後遺障害 10,000千円、入院保険金日額 5,000円、通院保険金日額 2,500円。但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限り、</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000万円、初期対応費用 最高1,000万円、被害者治療費用等 1名 最高50万円（見舞品購入費用 3万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第1項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員又は利用者がすべて負担するものとし、</p> <p>5.本条は、各種損害保険の概要を記載したものであり、詳細は保険約款によります。</p> <p>なお、契約手続きや保険金請求手続き等の詳細に係るお問い合わせは下記の通り</p>	当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金	https://www.tsuyamakan.jp/privacy-policy
システム提供	広島県（尾道市）	一般社団法人しまなみジャパン	一般社団法人しまなみジャパン	0848-22-3911	<p>当社は、成立した個別契約に基づいて会員がシェアリング自転車等を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員が負担した第32条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとし、</p> <p>(1)死亡・後遺障害10,000千円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円。ただし入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000万円、初期対応費用 最高1,000万円、被害者治療費用等 1名 最高50万円（見舞品購入費用 3万円）。 ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員の負担とします。</p> <p>3. 警察および運営事務局に届出のない事故、もしくは会員が本規約に違反して発生した事故による損害について</p>	当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとし、	https://shimanamicycle.or.jp/privacy-policy/

システム提供	長崎県（佐世保市）	公益財団法人佐世保観光コンベンション協会	佐世保観光情報センター	0956-22-6630	<p>第21条（補償）</p> <p>1.当協会は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第35条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1) 死亡・後遺障害 1,000万円、入院保険金日額 5,000円、通院保険金日額 2,500円。但し、入院保険金日額は事故発生日より180日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180日以内の通院に限り90日間をそれぞれ限度とする。</p> <p>※ シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りま。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高2億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000万円、初期対応費用 最高 1,000万円、被害者治療費用等 1名 最高 50万円（見舞品購入費用 3万円）</p> <p>※ シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当協会の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく第22条（補償）</p>	当協会に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金	https://www.sasebo99.com/downloads/media/15003
システム提供	宮崎県（宮崎市）	宮崎トヨタ自動車株式会社	ミヤトヨeサイクル コールセンター	0570-783-677（有料）	<p>1.当社は、成立した個別契約に基づいて、利用者がシェアリング自転車を借り受けしている間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第 36 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。</p> <p>(1)死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。但し、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。 ※シェアリング自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限りま。</p> <p>(2)賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名 最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円） ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。</p> <p>2.前項に定める補償限度額を超える損害については、会員又は利用者の負担とします。</p> <p>3.警察及び運営事務局に届出のない事故、若しくは会員又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4.前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険</p>	当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金	https://mivatovecycle.jp/privacy/

Bike Share Service Agreement

(The English translation for convenience only)

Chapter 1 General Provisions

Article 1. (Definitions)

The terms used in this Agreement will have the following meaning:

This Business: refers to the rental and return of shared bicycles and other vehicles, as well as related services, provided to members by DBS and each operating entity.

Operation panel: means, Control device that locks and unlocks the bicycle, etc. **Bicycle Rental (Sharing) system**: means, System which tracks and authorizes the renting and returning the bicycles, etc of the Members from the Cycle ports during operating hours.

Bicycle: means, the Shared bicycle, Special Small Motorized Bicycle, and other vehicles handled under this business, provided by DBS and each operating entity for its Members to use, which includes the bicycles, etc covered under Regional Service Partnership implementation, as specified in Article 4.

The Shared Bicycle : means, only shared bicycles.

Bicycle port: means, a set of bicycle, etc docks used for the rental, return and parking of bicycles, etc, which includes the bicycle ports covered under Regional Service Partnership implementation, as specified in Article 4.

Individual Member : means, an individual who have entered into a Membership Agreement with DBS and each operating entity under the Bicycle Rental (Sharing) system in pursuant to

Article 3.

Corporate Member: means, corporate entity who have entered into a Membership Agreement with DBS and each operating entity under the Bicycle Rental (Sharing) system in pursuant to Article 3, such as profit corporations, non-profit corporations, public corporations, and those with juridical personality by law.

Member: means, an Individual Member and a Corporate Member collectively referred to as Member.

Specified Corporate Users : means, Individuals permitted to use the Bicycle Rental (Sharing) system under the “Specified Corporate User Membership”, shall use only for the business performance of the designated corporation.

Users : means, an Individual Member and/or Specified Corporate Users.

Authentication Card : means, Personal Identification of the Member and the registered IC card, transportation IC card, Osaifu-Keitai in the system specified by DBS and each operating entity which is necessary for unlocking the bicycle, etc.

Osaifu-Keitai※ : means, Payment function (IC chip) embedded Mobile phone.

Administrative Office: Center that maintains and manages the bicycles,etc bicycle ports, correspondence with Members relating to the contract, Administrative Office Contact details available in the official website of DBS or each operating entity.

Operating Entity: Refers to the entity that operates this share cycle business. The operating entity differs depending on each jurisdictional area, and details are disclosed on the website of DBS or each operating entity.

Service Area: means, other area(s), which is separately designated by DBS or each operating entity and details are disclosed on the website of DBS or each operating entity. ※**Osaifu-Keitai** is a registered trademark of NTT DOCOMO, INC.

Article 2. (Application of Agreement)

1. DOCOMOBIKESHARE, INC. (hereinafter, "DBS") and each operating entity will enter into an agreement (hereinafter, "Membership Agreement") with individuals and corporate entities which wish to join the bicycle sharing system set forth in this Membership Agreement in relation to the Bicycle Rental business (as defined in Article 1, hereinafter referred to as "the Business"). (hereinafter, "Cycle-Sharing") operated by DBS and each operating entity, and will provide a bicycle rental service for the Individual Members and Specified Corporate Users during the Membership period. Matters not stated here in this Membership Agreement will be determined by law and general customary practices.

2. DBS and each operating entity may prepare a user manual. In such case, the user manual will be given priority if any discrepancies should arise between this Agreement and the user manual.

3. This Agreement shall apply to all Members and Specified Corporate Users. Corporate Members shall require Specified Corporate Users to comply with this Agreement and the Liability is joint and several for all conduct of Specified

Corporate Users in relation to use of the Bicycle Rental (Sharing) system , including violation of this Agreement by a Specified Corporate User.

4. Usage fees, damage insurance, use of customer information (privacy policy) ,etc and other matters stipulated in these Terms and Conditions shall be determined by DBS or each operating entity for each jurisdictional area and disclosed separately on the websites of DBS or each operating entity. Members agree to and accept that when using the cycle sharing system, the contractual terms established by DBS or each operating entity

Chapter 2 Membership Agreement

Article 3. (Conclusion of Membership Agreement)

1. Individuals who wish to purchase a subscription plan shall agree with the Membership Agreement prior to applying for the Membership according to the method designated by DBS or each operating entity. An applicant who is a minor must obtain the consent of a parent or guardian before applying for Membership.
2. A corporate entity who wishes to join the Bicycle Rental (Sharing) system shall apply for a Membership according to the method designated by DBS or each operating entity and will provide the required identification documents for Specified Corporate Users by attaching with the application.
3. Membership will be established when DBS or each operating entity approves the application of the individual and/or corporate entity who wish to join the Bicycle Rental (Sharing) system as stated in the Paragraph 1 and 2 above. In addition, DBS or each operating entity will publish the subscription plans available under the

service and the details of subscription fees. The precautionary statement will also published in the website.

4. When any one of the following applies to an applicant (including a Specified Corporate User when the applicant is a corporate entity) who will use the Shared Bicycle, DBS or each operating entity may refuse to enter into a Membership Agreement with such applicant or to use the services.

(1) The individual is less than 145 cm tall.

(2) The individual is a person DBS or each operating entity believes will have physical difficulty riding the bicycles provided by DBS or each operating entity under the Bicycle Rental (Sharing) system.

(3) The individual has been delinquent in the payment of past rental charges.

(4) The individual is believed to be a Member of a gang, have an affiliation with a gang, or belong to an antisocial force.

(5) The individual is under 13 years of age and refuses to wear a helmet.

(6) The individual does not agree to the terms and conditions of this Agreement.

(7) In addition to the above, any other individual DBS or each operating entity believes to be unsuitable.

5. DBS and each operating entity may refuse to conclude a membership contract or refuse service use to applicants (including designated corporate users in the case of corporate applicants) who intend to use specified small motorized bicycles if any of the following apply:

(1) The applicant is under 16 years of age.

(2) The applicant cannot register a valid Type 1 or Type 2 driver's license issued by a prefectural Public Safety Commission in Japan that matches the member's name.

(3) The applicant fails to complete the traffic rules confirmation prescribed by DBS

or each operating entity.

(4) DBS or each operating entity determines that the applicant is physically incapable of safely operating electric mobility.

(5) The applicant has outstanding payment arrears related to past rentals.

(6) The applicant is recognized as a member of organized crime groups, associates thereof, or other antisocial forces.

(7) The applicant does not agree to these Terms and Conditions.

(8) DBS or each operating entity otherwise deems the applicant inappropriate.

6. Persons who may use the bicycles will be limited to Individual Members and Specified Corporate Users.

7. Applicants for membership (including Designated Corporate Users if the applicant is a corporation) agree to the following:

(1) If, in using the bicycle sharing system, there is or is suspected to be a violation of traffic laws and other regulations, or if a dispute or other problem arises between an Individual Member or Corporate Member (including a Specified Corporate Users) and a third party, DBS and each operating entity may receive personal information and other information that DBS or each operating entity deems necessary from administrative agencies or other third parties (including prefectural police, hereinafter referred to as "Administrative Agencies, etc.").

(2) DBS and each operating entity may use the information obtained in the preceding paragraph to temporarily suspend use of the services or cancel the membership

agreement pursuant to Article 7, to analyze trends in traffic violations, and for other purposes specified in DBS's or each operating entity's privacy policy.

(3) Administrative Agencies, etc. may provide DBS and each operating entity with the information specified in Item 1 of this paragraph.

(4) You will not raise any objections or make any claims for damages against DBS or each operating entity regarding our company receiving the information specified in Item 1 of this paragraph from administrative agencies, etc.

Article 4. (Conditions of Use/Regional Service Partnership)

1. The Members will sign a contract for a bicycle sharing system plan in their respective jurisdiction designated by DBS or each operating entity, and will also select one of the payment methods.

2. The Member or Specified Corporate User will pay the charges established in

Chapter 5 in accordance with the selected subscription plan and method of payment

3. Bicycle port location will be disclosed on DBS or each operating entity official website.

4. DBS or each operating entity may implement a Regional Service Partnership

(defined below), DBS or alliance operator (Including the operating entity, who may

jointly utilize under the "Privacy Policy on Customer's Personal Information"

specified by DBS or each operating entity, separately) may provide Bicycle Rental

(Sharing) system or similar bicycle rental (sharing) system (hereinafter, "Alliance

system") which enables the mutual use (hereinafter, "Regional Service Partnership")

of the alliance operator's bicycles (hereinafter, "Alliance bicycles, etc") and bicycle

ports (hereinafter, "Alliance ports") for renting, returning and parking with in the

Regional Service Partnership implemented areas. The Regional Service Partnership

enables a User to rent, return and park the Bicycle at any Bicycle port within the

Service Area, provided that, regardless of where the User rents, return and/or park

the Bicycle (i) Members shall be bound by the terms and conditions stipulated in

this Membership Agreement, and (ii) Members shall also be subject for the charges

stated in Chapter 5 for such use.

5. The implementation period of Regional Service Partnership and detailed terms

and conditions of the Alliance system shall be defined by DBS or each operating

entity separately. In the

event of using Alliance system, depending on the terms of use stipulated by DBS and/or the alliance operator may limit or restrain the use of Alliance system, Alliance ports and the Alliance bicycles.

6. In the event of unavailability of Regional Service Partnership, DBS and each operating entity shall not be liable for any damages caused by such unavailability and shall not return any charges received by DBS during such term.

Article 5. (Roaming Service)

1. A User may use Bicycle Rental (Sharing) system or similar bicycle rental (sharing) system provided by DBS or alliance operator (including the operating entity hereinafter, "Roaming Operator") which enables the User to use the Roaming Operator's bicycles (hereinafter, "Roaming bicycles") and its bicycle ports for renting, returning and parking the Roaming bicycle (hereinafter, "Roaming ports") within certain area separately designated by DBS (hereinafter, "Roaming area"). A User may use, return and/or park the Roaming bicycles only within the Roaming area where the User rented the Roaming bicycles. Similarly, within the Roaming area, a User may not use, return and/or park the Bicycle which was rented outside the Roaming area. If a User leaves, returns or parks the Bicycle (which was rented outside the Roaming area) within the Roaming area, the Member shall bear any costs incurred by DBS and each operating entity for searching and recovering the Bicycle. In addition, the Member shall pay the service charges applicable for the period until the Bicycle has been returned.

1. 2. When using the Roaming bicycles and Roaming ports, the Member shall be bound by and comply with usage fees, damage insurance set forth by the Roaming Operator. In addition, regardless of the subscription plan selected by the Member at the time of conclusion of the Membership Agreement, the Member shall pay the service charges calculated on the website separately designated by DBS or each operating entity. The Member shall pay the service charges in accordance with Article 28.

2. 3. In the event of unavailability of service stipulated in this Article, DBS and each operating entity shall not be liable for any damages caused by such unavailability and shall not return any charges received by DBS during such term.

Article 6. (Change in Recorded personal Information)

1. If there is a change in a Member's personal information, subscription plan or method of payment selected by the Member, etc. When applying for Membership by the Member to DBS or each operating entity, the Member will immediately inform DBS or each operating entity the details of such change and obtain DBS's or each operating entity approval.

2. DBS or each operating entity may refuse to approve a change stated in the preceding Paragraph or may cancel the Membership Agreement if DBS or each operating entity deems that the nature of the said change

hinder the performance of DBS's services.

Article 7. (Cancellation of Membership Agreement)

If any of the following applies to a Member or a Specified Corporate User, DBS and each operating entity may without giving prior notice or warning suspend the Member's use of the service or may cancel the Membership Agreement.

(1) When the Member has violated this Agreement or other agreement established between DBS or each operating entity and the Member.

(2) When the Member or Specified Corporate User has caused a traffic accident during the use of a bicycle.

(3) When the Member or Specified Corporate User is delinquent in payment of the charges stated in Chapter 5 or the payment of any other charges under this Agreement even once.

(4) When Article 3-4 applies to the Member or Specified Corporate User.

(5) In addition to any of the above circumstances, when DBS or each operating entity is unable to make contact with the Member, when the Member has provided false information when joining the Bicycle Rental (Sharing) system, or when for any other reason DBS or each operating entity deems the Member's continuation of use of the Bicycle Rental (Sharing) system is inappropriate.

Article 8. (Termination of the Service)

1. DBS or each operating entity may under the sole discretion terminate Cycle-Sharing when DBS or each operating entity deems its continuation to be difficult due to the inability to provide bicycles or the Bicycle Rental (Sharing) system in whole or in part, or due to any other reason.

2. In the event of the preceding Paragraph, DBS or each operating entity will give notice to Members and will terminate the Membership Agreements. Members will not be required to pay basic fees from the day the Membership Agreements are canceled.

Article 9. (Midterm Cancellation)

A Member may cancel the Membership Agreement upon receiving the approval of DBS or each operating entity. However, regardless of the cancellation date, the Member under selected subscription plan will pay the basic fees, until the last day of the cancelled month.

Article 10. (Effective Period of Membership Agreement)

The Membership Agreement will be valid from the date of execution of the Membership Agreement until the end of this service (including a successor service equivalent to this service). However, if an effective period of Membership Agreement an applicable subscription plan is established, the effective period of the subscription

plan shall prevail.

Article 11. (Period of Implementation of this service)

DBS and each operating entity will make announce the duration, which it intends to conduct this service on the website. Note that, DBS or each operating entity may change the implementation without prior notice due to weather or other operational reasons that may affect the operation.

Article 12. (Temporary Suspension and Recommencement)

When DBS and each operating entity deems it is difficult to maintain the performance of the service due to force majeure events or any other circumstances might prevent DBS or each operating entity from providing the services from time to time, DBS or each operating entity may temporarily suspend the service in whole or in part upon notifying Members according to a method DBS considered appropriate including but not limited to the website prescribed by DBS or each operating entity. DBS or each operating entity will do the same when it recommences the service after the reason for suspension ceases to exist. DBS and each operating entity will not refund charges relating to the period of suspension of the service.

Article 13. (ID and Password Management)

1. Members and Specified Corporate Users will appropriately manage at their own responsibility authentication information (including ID, password and other authentication methods) for external accounts (such as d Account) used when

entering into the membership agreement at the time the completion of Membership Agreement registration, and the passcode provided to unlock at the

time of rental of the bicycle. Members will not disclose or reveal such information to a third party or allow use thereof by a third party.

2. DBS and each operating entity will accept no responsibility in the management of an ID, password, or unlocking passcode except when due to an event attributable to DBS or each operating entity. Any use of an ID, password or unlocking passcode or any other such conduct by a third party will be deemed to be use of the aforementioned by the Member or Specified Corporate User in question.

3. A Member or a Specified Corporate User will immediately notify when his/her ID, password or unlocking passcode is stolen or used without authorization, or there is likelihood thereof.

Article 14. (Authentication)

1. The Member shall be able to rent bicycles specified in Article 16 by using the IC Card for Authentication (hereinafter referred to as "Authentication Card") instead of the unlocking passcode.

2. The Member shall purchase an Authentication Card with the functions necessary for registration under its own expense and prepare the necessary use environment.

3. The Member shall use and preserve the Authentication Card with the duty of care by the administrator and shall not be allowed to be used by a 3rd Party.

4. DBS shall consider any use of the Member's Authentication Card to be the use of the subject Member.

5. In the case of loss, theft, loss, or damage (hereinafter referred to as "loss") of the Authentication Card, the Member shall promptly notify Administrative Office to that effect.

6. In the case of the preceding paragraph, regardless of whether the loss is caused by the reason attributable to the Member, the Member shall bear the actual expenses necessary for re-issuing / registering the certification card, and shall pay DBS or each operating entity based on Article 4.

Chapter 3 Rental Procedures and Return

Article 15. (Reservation and Cancellation of Reservation, etc.)

1. If a Member or Specified Corporate User prefers to reserve a bicycle, the Member or Specified Corporate User have to explicitly specify the bicycle port and the bicycle that he/she wishes to rent in advance, in accordance with the method prescribed by DBS or each operating entity. Member or Specified Corporate User shall make an individual renting contract (Hereinafter referred as "Individual Contract") which will apply for reservation. DBS or each operating entity will respond to this reservation to its best effort considering the

other reservation situation.

2. If DBS and each operating entity is unable to provide a bicycle for rent according to the reservation by the Member or Specified Corporate User, DBS may unconditionally cancel the said reservation after the reservation has been established.

3. Neither a Member nor a Specified Corporate User shall make any claim against DBS and each operating entity the cancellation of the reservation in accordance with Paragraph 2 or 3 above. **Article 16. (Procedures for Renting a Bicycle)**

1. After establishing a reservation for a bicycle under an Individual Contract, the Member or Specified Corporate User who is to use a bicycle will unlock the bicycle by operating the Operation panel according to instructions prescribed by DBS or each operating entity (hereafter, this procedure will be referred to as the "delivery procedure"). An Individual Contract under which DBS or each operating entity lends the Member or Specified Corporate User the bicycle is established upon completion of this procedure.

2. Due to reasons relating to the management of the Bicycle Rental (Sharing) system or other reason, DBS may deny to rent the bicycle to a Member or a Specified Corporate User.

3. Neither a Member nor a Specified Corporate User may make any claim against DBS and each operating entity regarding its refusal to rent out a bicycle in accordance with the preceding

Paragraph.

Article 17. (Procedure for Returning a Bicycle)

1. The procedure for the return of a bicycle is completed when the Member or the Specified Corporate User himself/herself manually locks the bicycle and gives notification of its return using the Operation panel by the method specified by DBS or each operating entity (hereafter, this procedure will be referred to as the “storing procedure”). With the completion of this procedure, the Individual Contract will terminate.

2. Before returning the bicycle, the Member or the Specified Corporate User will confirm that he/she has not left behind any belongings on the bicycle. DBS and each operating entity will assume no responsibility for belongings, etc. left behind by a Member or a Specified Corporate User.

3. When a Member or a Specified Corporate User is unable to proceed with the storing procedure stated in Paragraph 1 due to the lack of availability of a Bicycle port where the bicycle can be stored, the Member or Specified Corporate User will undertake the storing of the bicycle by moving it to a separate Bicycle port where storing is possible.

4. When there is an emergency and the Member or Specified Corporate User is unable to transfer the bicycle to a separate Bicycle port, the Member or Specified

Corporate User will contact the Administrative Office and follow the instructions of that office.

5. If a Member or a Specified Corporate User fails to contact the Administrative Office as stated in the preceding Paragraph or if the Member or Specified Corporate User fails to follow instructions given by the Administrative Office and leaves the bicycle outside the Bicycle port, the bicycle storing procedure will be considered incomplete.

Article 18. (Cancellation of Individual Contract)

1. When any one of the following applies, DBS and each operating entity may cancel the Individual Contract and may demand that the Member or Specified Corporate User return the bicycle.

(1) When the rental of the bicycle cannot be continued during the rental period due to the inoperability of the bicycle or a problem in the Bicycle Rental (Sharing) system, or other reason.

(2) When this Agreement there has been breached, an Individual Contract or other agreement between DBS or each operating entity and the Member or Specified Corporate User during the rental period.

Chapter 4 Procedures for Bicycle Accidents, Etc.

Article 19. (Procedures, if encountered with An Accident)

1. If the Member encounters an accident while riding the bicycle during the rental period, the Member or the Specified Corporate User will take appropriate measures under the law and will deal with the matter as follows, irrespective of the scale of the said accident:

(1) Immediately contact the jurisdictional police and the Administrative Office regarding details of the accident

(2) Immediately submit documentation and/or evidence concerning the accident required by DBS or each operating entity and the insurance company designated by DBS or each operating entity

(3) Obtain DBS's or each operating entity approval before entering into a settlement or agreement with a third party regarding the said accident

2. In addition to procedures stated in the preceding Paragraph, the Member or the Specified Corporate User will make every effort to settle and resolve any accident at the Member's own responsibility and expense.

Article 20. (Procedures for break-down, theft and others).

1. When a Member or a Specified Corporate User discovers a fault or a malfunction in the bicycle or the Bicycle port during the rental period, the Member or Specified Corporate User will immediately cease the use of the bicycle and will contact the

Administrative Office and follow the instructions of that office.

2. When a Member or a Specified Corporate User discovers that the bicycle has been stolen during the rental period, the Member or Specified Corporate User will immediately contact both the jurisdictional police and the Administrative Office regarding the circumstances of the theft and will follow instructions of that office. The Member or Specified Corporate User will also pay an amount specified by DBS or each operating entity as the amount of the personal liability for the theft of the bicycle.

Article 21. (Procedures/Battery runs out of charge)

If the battery of a bicycle runs out of charge or is likely to run out of charge during the rental period of the bicycle, the Individual Member or Specified Corporate User will immediately contact the Administrative Office concerning the status of the battery and follow the instructions from the Administrative Office and take necessary measures such as returning the sharing bicycle to the nearest port.

Article 22. (Compensation)

1. Under an established Individual Contract, DBS and each operating entity will provide various types of casualty insurance coverage according to conditions stated separately specified the Member rents a bicycle, and will provide compensation to the limit stated below for liability in damages for which the Member is liable as stated in Article 36.

2. The Member will be liable for damages that exceed compensation limits stated in the preceding Paragraph.

3. The Member will accept without objection the possibility that the Member may not receive compensation through casualty insurance or DBS 's and each operating entity compensation system due to any loss arising from an accident not reported to the police or the Administrative Office, or due to a mishap arising from the Member's breach of this Agreement.

4. In addition to provisions stated in Paragraph 3 above, in some cases compensation as stated in Paragraph 1 above may not apply due to insurance terms and conditions, etc., when disclaimers (when insurance payment is not made) apply to terms and conditions of various types of casualty insurance.

5. Details of this article shall be subject to the insurance policy. Members or users shall confirm, as necessary, the procedures for contract application, insurance claims, and other related matters with each operating office.

Chapter 5 Service Charges

Article 23. (Service Charges)

1. The types of service charges Members and Specified Corporate Users will pay to DBS and each operating entity for the use of the bicycles will be the registration fees, basic fees, extra charges and other applicable charges.

2. DBS and each operating entity will clearly state the respective amounts of the

charges and the bases of their calculation by making details public on the website specified by DBS or each operating entity. When DBS and each operating entity intends to amend the charges stated above, DBS will do so by announcing the amended service on the website prescribed by DBS or each operating entity at least one (1) week before such amended service become effective.

Article 24. (Registration fee)

1. Registration fee means the contract fee payable when a Member establishes the contract under Article 3, paragraph 2, and/or request made as a contract option for an IC card purchase or assistance, contractual Change fee to be paid if changes are made, renewal fee to be paid at the renewal of the enrollment contract.

2. Registration fee received by the DBS and each operating entity pursuant to the preceding paragraph shall

not be refunded unless the contract is terminated during the contract period due to cancellation, cancellation or other reasons, except for the case of termination due to reasons attributable to DBS and each operating entity, Members will accept without objection.

Article 25. (Basic Fees)

The basic fees are the basic charges a Member pays based on the type of subscription plan which the Member choose in Article 4-1, or the type of subscription plan amended as stated in Article 6 -1, and correspond to the period of time services are received as stated in the Agreement type, such as month, day or hours, etc.

Article 26. (Extra Charges)

1. Extra charges, mean the fees which will be charged when a Member or Specified Corporate User uses the bicycle beyond the initial hours of use designated in the subscription plan.

2. Extra charges, will be calculated from the period, beginning from the end of initial hours of use stated in the preceding Paragraph to completion of the return of the bicycle including the storing procedure stated in Article 17.

Article 27. (Other Charges)

Other charges shall constitute the amount to be paid for charges published by DBS or each operating entity for services provided thereby desired by the Member in addition to the basic fee

and extension fee.

Article 28. (Payment of Charges)

1. A one-time member shall pay the fee incurred for the use of shared bicycles and other vehicles at the end of each use, using the payment method designated by DBS or each operating entity. For other members (such as monthly members), fees shall be incurred at the time the member newly subscribes to or changes the applicable fee plan, and shall be paid by the payment method designated by DBS or each operating entity.

2. When a Member uses the Service for the first time after registering or changing a payment method, DBS and each operating entity ~~the Company and the Operating Company~~ may temporarily reserve a certain amount of payment credit limit (secure credit limit) to verify the validity of the payment method. However, in principle, payment will be made based on the actual usage amount determined after service use ends, and the reserved credit limit will be released without payment. However, if DBS and each operating entity ~~the Company and the Operating Company~~ are unable to confirm payment of the usage fee at the time of service use termination, DBS and each operating entity ~~the Company~~ will apply a certain amount of the reserved payment credit limit to the payment. If the payment method is "d Payment," DBS and each operating entity ~~the Company~~ will generally apply a certain amount of the credit limit to the payment of the usage fee. If the usage fee determined after service use termination is less than the certain amount of the credit limit, the certain amount of the credit limit will be paid and the difference between the determined amount will be refunded. If the payment method is a debit card, prepaid card, etc., the amount may be temporarily held from the account (secure deposit) when the credit limit is reserved, but this will be refunded at a later date. Please note that the time required

for a refund will vary depending on the card company, financial institution, or payment service provider you use. Members agree to these procedures without objection. In addition, the fixed amount set aside as confirmation of validity will be published on the website designated by DBS and each operating entity ~~our company or each operating company~~.

2. ~~DBS and each operating entity may collect a deposit for the first service use after the timing when the member registers or changes the payment method, in order to verify the validity of the payment method. The deposit will be applied to settle usage fees after the service use ends. If the usage fees are less than the deposit, the difference will be refunded. Conversely, if usage fees exceed the deposit, the member shall pay the additional amount to DBS or operating entity. The member agrees to this handling of the deposit without objection.~~

3. The member agrees that if there are any outstanding unpaid amounts for which payment has not been completed, new use of shared bicycles and other vehicles will not be permitted until such arrears are cleared.

4. When using the "d Payment" settlement method in the share cycle services provided by DBS and each operating entity, the member agrees without objection to the following:

① Sharing of usage consent information with affiliated businesses

When the member selects "d Payment" as the payment method, DBS obtains the member's consent to use of this settlement method. The member agrees in advance that DBS may provide and share the obtained usage consent information with each operating entity to the extent necessary to facilitate smooth use of this payment method.

② Handling of d Payment settlements in services provided by each operating entity

When the member uses payment by “d Payment” via the linked systems of each operating entity, based on the consent information shared in ①, the member can use “d Payment” without the operating entity obtaining additional separate payment consent from the member.

5. If DBS or each operating entity cannot receive payment from the member by the methods stipulated in this Article, DBS or each operating entity may receive payment by other payment methods prescribed by them.

Chapter 6 Liability

Article 29. (Safety Inspection and Maintenance)

DBS and each operating entity will undertake Safety Inspection and Maintenance of the bicycles and Bicycle ports according to standards established by DBS or each operating entity.

Article 30. (Safety Inspection Prior to Use)

1. To ensure that a bicycle is in order and can be safely ridden, each time a Member or the Specified Corporate User rents a bicycle, the Member or Specified Corporate

User will make sure the

- (1) Safe operation of all brakes, lights and the bell
- (2) Function of the Handle bar and the frame
- (3) Proper tire pressure
- (4) Function of the Operation panel
- (5) and the battery is sufficiently charged.

2. When a Member or a Specified Corporate User notice any mechanical or other problem or safety issue; and in such case the Member will promptly notify the Administrative Office of all problems and issues and cease use of the bicycle.

3. If the Member persists in the use of a bicycle without reporting an existing problem as stated in the preceding Paragraph, DBS will deem that there were no problems with the bicycle such as faults, missing fixtures or poor maintenance at the time the Member received the bicycle.

Article 31. (Duty of Care)

1. The Member or Specified Corporate User is responsible for exercising due care in the use and storage of bicycles.

2. The Member's responsibility to exercise due care will begin when the delivery procedure is complete and will end when the storing procedure for the bicycle is

complete in accordance with the Individual Contract.

Article 32. (Prohibited Acts)

A Member or a Specified Corporate User will not engage in any of the following acts.

- (1) Member or Specified Corporate User may not allow another person other than the Member or Specified Corporate User to use the Subscription. Member or Specified Corporate User acknowledges that the bicycle removed from a bicycle port will be only used by Member or Specified Corporate User and will not share the Bicycle and any other unique Subscriber information to any other person.
- (2) When using a specified small motorized bicycle, not carrying a Class 1 driver's license or Class 2 driver's license that is valid in Japan and issued by the prefectural public safety commission.
- (3) Member or Specified Corporate User may not engage in dangerous behavior such as reckless riding or riding under the influence of alcohol and/or medication or other substance that may impair your ability to safely operate the Bicycle.
- (4) Member or Specified Corporate User may not violate any applicable traffic rules or any command or instruction from law enforcement personnel.
- (5) Member or Specified Corporate User may not use the Bicycle in public parks, etc. where riding is forbidden, in hazardous places or where riding is inappropriate.
- (6) Engage in acts that may obstruct the passage of pedestrians.
- (7) Member or Specified Corporate User may not enhance or modify the structure or fittings of the Bicycle.

(8) Member or Specified Corporate User may not park in an area where the parking of bicycles, etc. is prohibited under local regulations, park on private property without permission, or park in a place that may obstruct passage.

(9) Member or Specified Corporate User may not persist in riding the Bicycle when it breaks down in the course of riding.

(10) Member or Specified Corporate User may not use the Bicycle for various tests, competitions, or hauling or pushing objects.

(11) Member or Specified Corporate User may not possess the Bicycle for a sustained period of time at home or office beyond the designated purpose of use.

(Such as, possessing the Bicycle for the next day use)

(12) Member or Specified Corporate User may not (In the case of a Member or a Specified Corporate User less than 13 years old) ride the Bicycle without wearing a helmet.

(13) Member or Specified Corporate User may not collect information automatically from DBS or each operating entity official website or Bicycle Rental (Sharing) system, using computer software technology irrespective of the name such as web scraping, web crawler, web spider, etc. In addition, any act that puts an excessive burden on the website or Bicycle Rental (Sharing) system which may interfere with stable service provision.

(14) Transporting a bicycle by vehicle, etc. and using it at the destination.

(Transporting a bicycle is prohibited both inside and outside the jurisdiction.

However, this does not apply when using a cycle train or other public transportation service.)

(15) Member or Specified Corporate User shall not engage in any other act that violates the laws or regulations or public order.

Article 33. (Procedures for Unattended Bicycles)

1. When a Member or a Specified Corporate User has parked (hereafter, “abandoned”) a bicycle in a place where parking is prohibited as stated in Sub-paragraph 8 of the preceding Article, the Member or Specified Corporate User will be responsible for compensating DBS and each operating entity for any and all losses caused to DBS and each operating entity including various costs for the removal and storage, etc. of the abandoned bicycle, applicable usage fees until the return of the bicycle, and any other costs.

2. If the municipal government or police, etc. contact DBS or each operating entity regarding an abandoned bicycle as in the case of the preceding Paragraph, DBS or each operating entity will contact the Member or Specified Corporate User and demand that the Member or Specified Corporate User promptly transfer the bicycle to the place specified by DBS or each operating entity and as an offender the Member or Specified Corporate User will comply with measures under the law.

3. When DBS and each operating entity has paid costs stated in Paragraph 1 for which

the Member or Specified Corporate User is liable, the Member will promptly pay those to DBS or each operating entity.

Article 34. (Obligation to Return Bicycles)

A Member or a Specified Corporate User will return a bicycle in the same state in

which it was received when it was provided to the Member for rental, excluding wear and tear through ordinary use. If the bicycle including fixtures is damaged, lost, or stolen in part or in whole due to a reason attributable to the Member, the Member or Specified Corporate User will be responsible for any and all expenses required to restore the bicycle to its original state including the repair or repurchase thereof.

Article 35. (Procedures for Unreturned Bicycles)

1. If a Member or a Specified Corporate User fails to return a bicycle within the operating hours stipulated in the applicable type of subscription plan or fails to comply with DBS's or each operating entity request to return a bicycle or is late in settling payment, or if DBS or each operating entity deems the Member or Specified Corporate User has absconded with the bicycle when the said bicycle is not returned and the Member's or Specified Corporate User's whereabouts are not known, DBS and each operating entity may cancel the Membership Agreement and may take legal procedures including lodging a criminal complaint against the Member or Specified Corporate User.

2. If circumstances stated in the preceding Paragraph apply to a Member or a Specified Corporate User, the Member or Specified Corporate User will be held responsible for applicable usage fees of the bicycle until its return, costs required to

search for and recover the bicycle, and any other damages caused to DBS and each operating entity.

3. If due to a natural disaster or any other unavoidable occurrence the bicycle is not returned by the Member or Specified Corporate User by the end of the Bicycle port operating hours, the Member or Specified Corporate User will not be held responsible for any losses arising as a result. In such case, the Member or Specified Corporate User will immediately contact the Administrative Office and follow the office's instructions accordingly.

Article 36. (Indemnity Liability)

In addition to provisions stated in this Agreement, if in the course of using a bicycle a Member or a Specified Corporate User causes damages to a third party or to DBS or each operating entity, the Member or Specified Corporate User will be responsible for compensation for such damages. However, this will not apply when the said damages are not attributable to the Member or Specified Corporate User.

Chapter 7 Exemption from Liability

Article 37. (Exemption from Liability)

A Member or a Specified Corporate User may not for any reason seek compensation from DBS and each operating entity for suffering damages arising from either because the use of or inability

to use the bicycle. However a Member or a Specified Corporate User may claim compensation with in the amount of fees received from the said Members for damages are result of willful intent or gross negligent on the part of DBS and each operating entity.

Chapter 8 Personal Information

Article 38. (Use of Personal Information)

1. Personal Information (Personal Information and Personal Information collating with other information) obtained by DBS and each operating entity.by providing the service shall be subject for the privacy policy protecting Member's Personal Information which will be established separately (hereinafter, "Privacy Policy") and this "Membership Agreement".

2. DBS and each operating entity.may disclose the Personal Information of the Members to the following third parties.

[Personal Information subject to third party disclosure]

The Personal Information specified in the "Privacy Policy", which will be established separately.

[Scope of third parties]

Insurance companies contracted by DBS or each operating entity. to implement the compensation set forth

in Article 22, paragraph1, and other companies subject to the scope to specify in the "Privacy Policy" which will be established separately.

[Purpose of disclosure to third parties].

The purpose of disclosure in the "Privacy Policy", which will be established separately.

[Party responsible for management of Personal Information]

DOCOMO BIKESHARE, INC. or each operating entity.

Chapter 9 Miscellaneous Provisions

Article 39. (Modification of this Agreement)

When DBS and each operating entity. revises this Agreement, DBS or each operating entity will give notification by posting such notice on the website specified by DBS or each operating entity. Furthermore DBS and each operating entity. may unilaterally amend, modify, or change this Agreement, in its sole discretion and without any notice or cause, the Member or Specified Corporate User will be deemed to have agreed to be bound by all such amendments, modifications and changes.

Article 40. (Notification of Members, etc.)

DBS or each operating entity will send notices and communicate with Members and Specified Corporate Users via telephone or email address which Members or Specified Corporate Users

registered during enrollment of the Membership Agreement. DBS or each operating entity will consider any notice or communication shall be effective from the time the said notices or communication were sent to the Member ' s or a Specified Corporate User ' s registered email address. Any disadvantage arising from failure of the said notices or communication to reach the Member or a Specified Corporate User will be borne by the Member or Specified Corporate User.

Any notices or communications from DBS or each operating entity to a Member or Designated Corporate User will be sent via the telephone number or email address registered at the time of the Membership Agreement, or via the notification function within the Company's App, and such notices or communications will be deemed to be effective at the time of sending, and the Member or a Specified Corporate User Designated Corporate User will be responsible for any disadvantages caused by non-delivery of such communications.

Article 41. (Late Payment Penalty)

When a Member or a Specified Corporate User neglects to fulfill the executing monetary obligations under this Agreement, or an Individual Contract, the Member or a Specified Corporate User shall pay the delayed payment as specified separately to DBS or each operating entity

Article 42.(Court of Jurisdiction)

Any dispute arising from the rights and obligations under these Terms and Conditions, the Membership Agreement, or an Individual Agreement shall be submitted to the exclusive court of jurisdiction either at DBS (Tokyo District Court) or at each operating entity with jurisdiction over the head office of each operating office, depending on the area of use. Attachment

Names and contact details of the management offices in each jurisdiction,
compensation for damages, etc.